

神戸市インターンシップ実施要綱

制定 令和2年6月21日

(要綱の目的)

第1条 この要綱は、神戸市（以下「市」という。）が行うインターンシップ制度に関する基本的事項について定める。

(インターンシップの目的)

第2条 神戸市インターンシップ制度は、学生に対して市における就業体験の機会を与えることにより、学生の就業意識の向上及び市政に対する理解を深めることを目的とする。

(実習対象者)

第3条 インターンシップの対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）、高等学校の学生及び生徒（以下、「学生等」という。）とする。

(実習生の受入手続き等)

第4条 市におけるインターンシップを希望する学生等は、神戸市長に対して、電子申請により実習の申込みを行うものとする。

ただし、高等学校の生徒については、別途市が定める推薦書の提出により実習の申込みを行うものとする。

2 神戸市長は学生等から実習の申込みがあったときは、市の業務執行に支障がないことに留意して、実習を希望する学生等を選考し、受入れの可否を学生等に通知する。

(報酬等)

第5条 市は、実習の受入れを決定した学生等（以下「実習生」という。）に対して、賃金、報酬、手当、旅費及びその他一切の金品を支給しない。

(実習生の服務)

第6条 市は、実習生に対し、市職員としての身分を付与しないものとする。

- 2 実習生は、市職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。
- 3 実習生は、実習期間中は、市職員が遵守すべき法令、条例等を遵守しなければならない。
- 4 実習生は、市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。
- 5 実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。

(外部への発表等)

第7条 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に職員研修所長及び実習

担当者の承認を得なければならない。

(実習中における事故責任等)

第8条 実習生は、実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中における事故に関しては、実習生は自らの責任において対応しなければならない。

- 2 実習生が、故意又は過失により市に損害を与えたときは、実習生は、市に対しその損害を賠償しなければならない。
- 3 実習生が第三者に与えた損害に関しては、市は一切の責任を負わない。

(災害補償等)

第9条 実習生の市における実習期間中及び実習先と自宅との往復行為の途上における災害、事故等によって生じた災害補償等について、市はその責任を負わない。

(実習生の提出書類)

第10条 実習生は、本要綱の規定を遵守することを誓約するため、市に対して誓約書(様式第1号)を実習の前までに提出しなければならない。

- 2 実習生は、市に対して傷害保険の加入を証明する書類の写し及び賠償責任保険の加入を証明する書類の写しを実習の前までに提出しなければならない。
- 3 実習生は、市からインターンシップの感想や提言等について求めがあったときは、市が定める様式にて、実習期間終了後速やかに提出しなければならない。

(実習の中止又は変更)

第11条 市は、実習生が本要綱の規定に違反する行為を行ったときは、実習生の実習を中止することができる。

- 2 市は、台風等の天候不順や天災等の発生により実習の運営に危険が及ぶおそれがあると判断したときは、実習生の実習を中止又は変更することができる。この場合、市は実習生に速やかに通知するものとする。

(その他別に定める事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、神戸市インターンシップに関して必要な事項は、別途定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。